

# 史跡玉丘古墳群整備（修復）基本計画

2016年3月

兵庫県加西市教育委員会



## 例 言

1. 本書は、平成 26・27 年度に加西市教育委員会が策定した国史跡玉丘古墳群の整備に係る基本計画である。
2. 本基本計画策定は、文化庁記念物課監修『史跡整備のてびき―保存と活用のために―Ⅰ～Ⅳ』を作業指針とした。
3. 本計画策定にあたっては、考古学・生命科学・環境科学の各分野の専門家からなる「史跡玉丘古墳群整備（修復）基本計画策定委員会」を設置し、審議を行った。また、計画策定には、文化庁文化財部記念物課及び兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の策定に係る事務は、加西市教育委員会が行い、関連業務を㈱緑景に委託した。
5. 本書の編集は加西市教育委員会の監修のもと、㈱緑景が行った。
6. 本書で使用する挿図は、地形や工作物などの現況の概要を示すものであり、土地境界、建築位置を厳密に示すものではない。
7. 委員会及び関係者については、第 8 章に記す。

## 目次

1. 計画策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の沿革.....	1
(2) 『加西市玉丘古墳等整備基本計画報告書』について.....	1
(3) 『玉丘古墳群史跡整備基本計画案』について.....	3
(4) 計画の目的.....	5
(5) 計画の範囲.....	5
(6) 計画の位置づけ.....	6
(7) 計画の策定方法.....	6
(8) 上位関係計画.....	7
(9) 計画範囲法規制及び用地の状況.....	8
2. 史跡周辺の概要.....	11
(1) 市域の面積.....	11
(2) 人口.....	11
(3) 周辺環境.....	12
3. 史跡玉丘古墳群の概要.....	13
(1) 玉丘古墳群について.....	13
(2) 各古墳の調査結果.....	19
4. 史跡玉丘古墳群の現状と課題.....	29
(1) 指定に至る経緯.....	29
(2) 各古墳の現状と課題.....	32
(3) 管理運営の現状と課題.....	54
(4) 現状と課題一覧.....	58
5. 整備（修復）計画.....	63
(1) 整備の進め方.....	63
(2) 短期の整備計画.....	65
(3) 墳丘上の樹木の取り扱い.....	75
(4) 説明版設置.....	75
(5) 史跡案内サイン.....	76
6. 広報計画.....	77
(1) 広報内容.....	77
(2) 広報媒体.....	78
7. 管理・運営計画.....	81
(1) 管理・運営体制.....	81
(2) 整備スケジュール.....	82
8. 資料編.....	85
(1) 史跡玉丘古墳群整備（修復）委員会 委員名簿.....	85
(2) 参考文献 一覧.....	86
(3) 関連法規 一覧.....	86
(4) 計画策定の経緯.....	87

## 1. 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の沿革

玉丘古墳は、昭和18年に国史跡に指定され、昭和53年には陪塚2基のほか、笹塚古墳、マンジュウ古墳、逆古墳、北山古墳、壇塔山古墳、クワンス塚古墳、実盛塚古墳の計9基が追加指定され名称も玉丘古墳群として国指定史跡となった。

加西市教育委員会では、玉丘史跡公園整備事業に先立ち、平成6年3月に『加西市玉丘古墳等整備基本計画報告書（以下『報告書』と言う。）』を策定した。

その後、平成18年2月には『玉丘古墳群史跡整備計画案（以下『整備計画案』と言う。）』を策定した。

『報告書』では、玉丘史跡公園内に所在する6基の古墳の整備活用についての基本的な考え方・整備方針・課題を挙げ、『整備計画案』では、玉丘史跡公園内に所在する玉丘古墳とクワンス塚古墳、玉丘史跡公園外に所在する笹塚古墳とマンジュウ古墳の整備活用についての基本的な考え方・整備方針・課題を挙げ、将来策定する『史跡玉丘古墳群整備基本計画』において検討するものと位置付けた。

### (2) 『加西市玉丘古墳等整備基本計画報告書』について

加西市教育委員会は、玉丘古墳群周辺の豊かな自然環境を一体的に保存・活用し、五感で感じる体験学習を通して、学びとにぎわいを創出できる場として、「玉丘史跡公園」を建設するに先立って、平成6年3月に『加西市玉丘古墳等整備基本計画』を策定した。この基本計画は、主に「玉丘史跡公園」内に所在する玉丘古墳をはじめ6基の古墳をその対象としたものである。その概要は表1-1の通りである。

1. 計画策定にあたって

表 1-1 加西市玉丘古墳等整備基本計画報告書の概要

史跡玉丘古墳群の位置づけ	
歴史的・文化的遺産である貴重な文化資源 ・遺構の保存と価値の顕在化	まちづくりに向けての様々な機能空間 ・シンボリック機能 ・歴史研究学習機能 ・公園緑地施設機能 ・観光施設機能
計画地特性	地域・社会ニーズ
・良好なアクセス ・市街地に隣接 ・保全系土地利用（農地、植林地、溜池） ・優れた歴史空間（貴重な文化資源） ・まちづくりに向けての有効な資源空間	・埋蔵文化財の研究拠点づくり ・核的観光レクリエーション空間づくり ・自然・文化・歴史の融合空間づくり ・加西市のシンボルづくり ・文化財の活用、ふれあい気運の向上
整備目標	
・文化財としての最も好ましい状態での保存 ・遺構自体のもつ価値の顕在化（活用） ・地域住民にとっての公園緑地的空間（資料館等）の創造	・加西市の観光レクリエーション空間の創造 ・加西市のシンボルづくり
整備の基本的な考え方	
・現況地形や風景を尊重した整備 ・発掘調査の成果を踏まえた遺構の復元整備 ・見学可能な発掘調査と整備 ・考古の野外博物館的空間 ・石の文化の具現化	・ガイダンス施設や便益施設の導入 ・埋蔵文化財の核的研究、展示のセンター的施設の導入 ・玉丘史跡公園以外の玉丘古墳群の古墳や周辺の文化財や観光施設とのネットワーク化
整備方針	
・発掘調査の成果を踏まえた遺構整備 ・各遺構に適した復元整備や修復整備 ・玉丘古墳の整備 墳丘部の樹木間伐、削平部の復元整備 主体部の復元及び公開展示 墳丘部に立ち入るための園路整備	・クワンス塚古墳の整備 発掘調査の実施 築造当時の姿に復元整備 ・他の古墳の整備 遺構保護のための保存整備、修復整備、発掘調査実施 ・玉丘古墳をはじめとする周濠の良好な水環境の保持
基本計画	
施設計画	
玉丘古墳	墳形がわかる程度の樹木間伐、墳形を明瞭にするための墳丘削平部の修復整備、周濠にダム用水を導入、後円部長持形石棺の復元及び展示公開、墳丘部の既存の地道を活用した園路設定、周濠部に架橋
クワンス塚古墳	発掘調査実施後、築造当時の形態に復元整備
陪塚1号墳	当面は最小限度の保存・修復、保存整備のための発掘調査実施
陪塚2号墳	当面は最小限度の保存・修復、保存整備のための発掘調査実施
壇塔山古墳	当面は最小限度の保存・修復、保存整備のための発掘調査実施
実盛塚古墳	当面は最小限度の保存・修復、保存整備のための発掘調査実施
周辺計画	
玉丘古墳群は、史跡指定を受けた10基の古墳及びその他多くの古墳から形成。 事業区域は保存整備の面的拠点地区と位置付け、他のマンジュウ古墳、笹塚古墳、逆古墳、北山古墳等の遺構の保存整備も併せて実施。 玉丘古墳群や他の文化財及びフラワーセンター等の観光施設との緑道等によるネットワーク化を図る。	

## (3) 『玉丘古墳群史跡整備基本計画案』について

加西市教育委員会は、整備計画策定にあたり、確認調査を実施していない古墳があること、『報告書』で策定された史跡本体の古墳の整備が未着手であること、マンジュウ古墳・笹塚古墳・逆古墳・北山古墳の4基の古墳が未整備であること（平成14年度会検検査での指摘事項）などの課題を解決するためには、『報告書』で策定された整備目標を踏まえ、玉丘古墳群全体を対象に、より具体的な整備基本計画を策定する必要があるとして、平成18年当時の現状を考慮しながら『基本計画案』を策定した。その概要は図1-1 および表1-2の通りである。

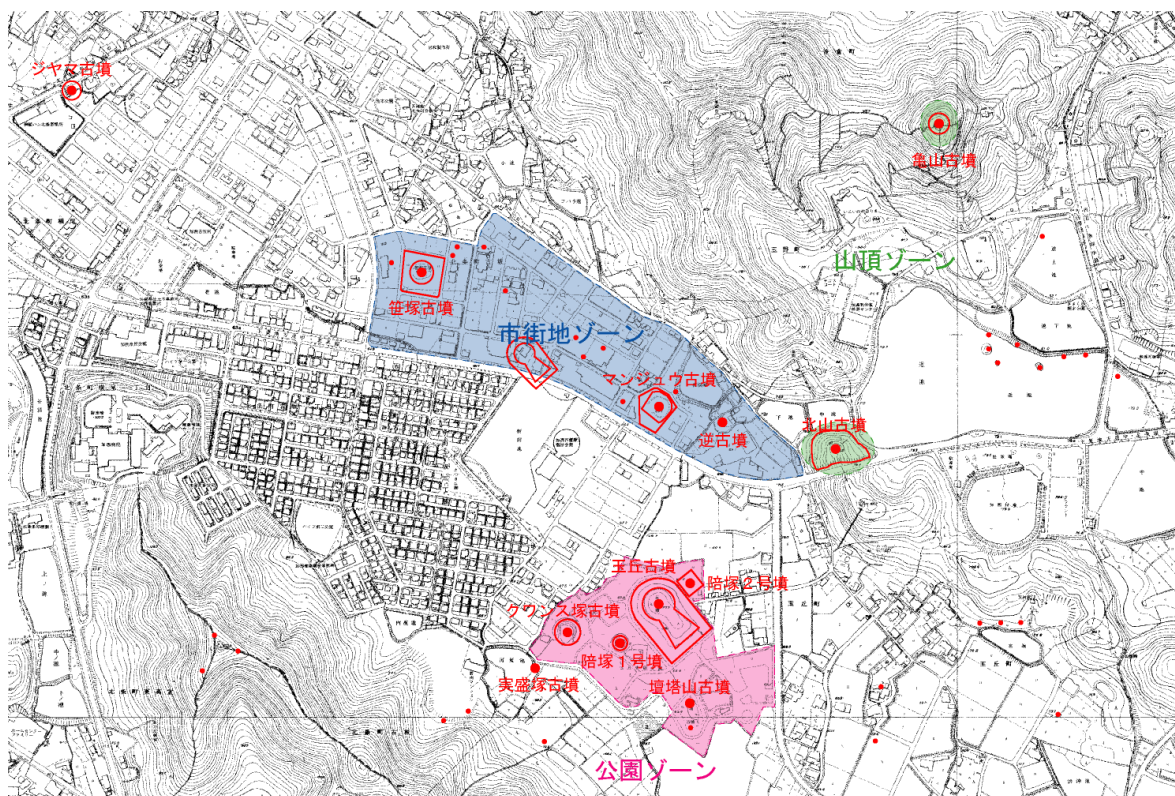


図1-1 ゾーニング計画（玉丘古墳群史跡整備基本計画案）

1. 計画策定にあたって

表 1-2 玉丘古墳群史跡整備基本計画案の概要

ゾーニング計画	
a. 整備対象範囲による区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面的整備ゾーン（広範囲に整備し、史跡外も整備対象とする）</li> <li>・点的整備ゾーン（主に史跡内だけを整備対象とする）</li> </ul>
b. 周辺環境による区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園ゾーン（整備対象が史跡公園内に位置する）</li> <li>・市街地ゾーン（整備対象が市街地に位置する）</li> <li>・山頂ゾーン（整備対象が山頂に位置する）</li> </ul>
c. 古墳の要素による区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模古墳（規模の大きいシンポルの古墳）：玉丘古墳、クワンス塚古墳</li> <li>・中、小規模古墳（規模の小さい古墳）：陪塚1号墳、陪塚2号墳、壇塔山古墳、実盛塚古墳</li> <li>・都市計画公園（規模の大きい古墳）：マンジュウ古墳・笹塚古墳</li> <li>・その他（規模の小さい古墳）：逆古墳</li> <li>・史跡：北山古墳</li> <li>・市指定文化財：亀山古墳（現在市指定文化財であるが、その規模、内容、立地等から玉丘古墳群の重要な要素であり、一体的な整備計画をすることで、より有効的に史跡活用が行える古墳と考えられる）</li> </ul>
各ゾーンに付する整備目標と整備の方向性	
A. 公園ゾーン	<p>◎整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財としての最も好ましい状態での保存（史跡公園化）</li> <li>・遺構自体の持つ価値の顕在化（遺構未整備）</li> <li>・地域住民にとっての公園緑地的空間の創造（史跡公園化）</li> <li>・特徴のある核的歴史研究学習空間（資料館等）の創造（用地確保）</li> <li>・加西市の代表的観光レクリエーション空間の創造（史跡公園化）</li> <li>・加西市のシンボルづくり（史跡公園化）</li> </ul> <p>◎整備の方向性</p> <p>遺構の復元整備や修復整備を積極的に行い、史跡の持つ価値の積極的活用を図る。（史跡活用重視型整備）</p>
B. 市街地ゾーン	<p>◎整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財として最も好ましい状態での保存（都市計画公園未整備）</li> <li>・地域住民にとっての公園緑地的空間の創造（都市計画公園未整備）</li> <li>・遺構自体の持つ価値の顕在化（遺構未整備）</li> </ul> <p>◎整備の方向性</p> <p>周辺環境に適合した都市公園化整備をし、かつ、史跡の持つ価値を付加し、活用を図る。</p>
C. 山頂ゾーン	<p>◎整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財としての最も好ましい状態での保存（山林未整備）</li> <li>・地域住民にとって公園緑地的空間の創出（山林未整備）</li> <li>・加西市の代表的観光レクリエーション空間の創出（山林未整備）</li> </ul> <p>◎整備の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の自然環境の維持する方向での整備を図る。（里山型整備）</li> </ul>
D. 各ゾーンをつなぐネットワークの整備	<p>◎既存道路の利用</p>



#### (4) 計画の目的

玉丘古墳群は加西市のみならず兵庫県下、あるいは全国的に見ても貴重な歴史遺産、文化資産である。したがって、今後とも保存を図り、文化財としての貴重な価値を後世に受け継いでいくと共に、その価値をできるだけ多くの人々に理解してもらうために整備していくための基本方針、方法の策定等を目的として整備基本計画を策定する。

本計画は、『報告書』策定後十数年の時を隔てて策定するが、その方向性は、『報告書』・『整備計画案』と整合を図り策定する。

#### (5) 計画の範囲

『玉丘古墳群整備事業計画案（H13.5）』及び『整備計画案』では、史跡玉丘古墳のうち笹塚古墳、マンジュウ古墳、玉丘古墳を整備の緊急性の高いものと挙げている。本計画の対象とする範囲はこれら3基の古墳とし、遺構の保存を図りつつ、市民をはじめ広く一般の人々にも文化財を身近なものとして理解し、親しめる活用整備（修復）を進めるため、その基本的方向性及び整備（修復）内容を示すものである。



図 1-2 計画の範囲

# 1. 計画策定にあたって

## (6) 計画の位置づけ

本計画は、平成6年3月に策定した『報告書』及び平成18年2月に策定した『整備計画案』の整備目標を踏襲し、加西市に所在する史跡玉丘古墳群の中で、特に整備（修復）の緊急度の高い古墳について、整備（修復）、管理、運営を推進していくため、本市が取り組むべき基本的な方向を示すものである。

また、本計画は、「第5次加西市総合計画」の「自然環境の保全と特色ある景観づくり」をめざした分野別計画である。

本計画の策定にあたっては、国の「文化財保護法」及び兵庫県の「歴史文化遺産活用ガイドライン」などを踏まえるとともに、本市の各種関連計画との整合を図る。

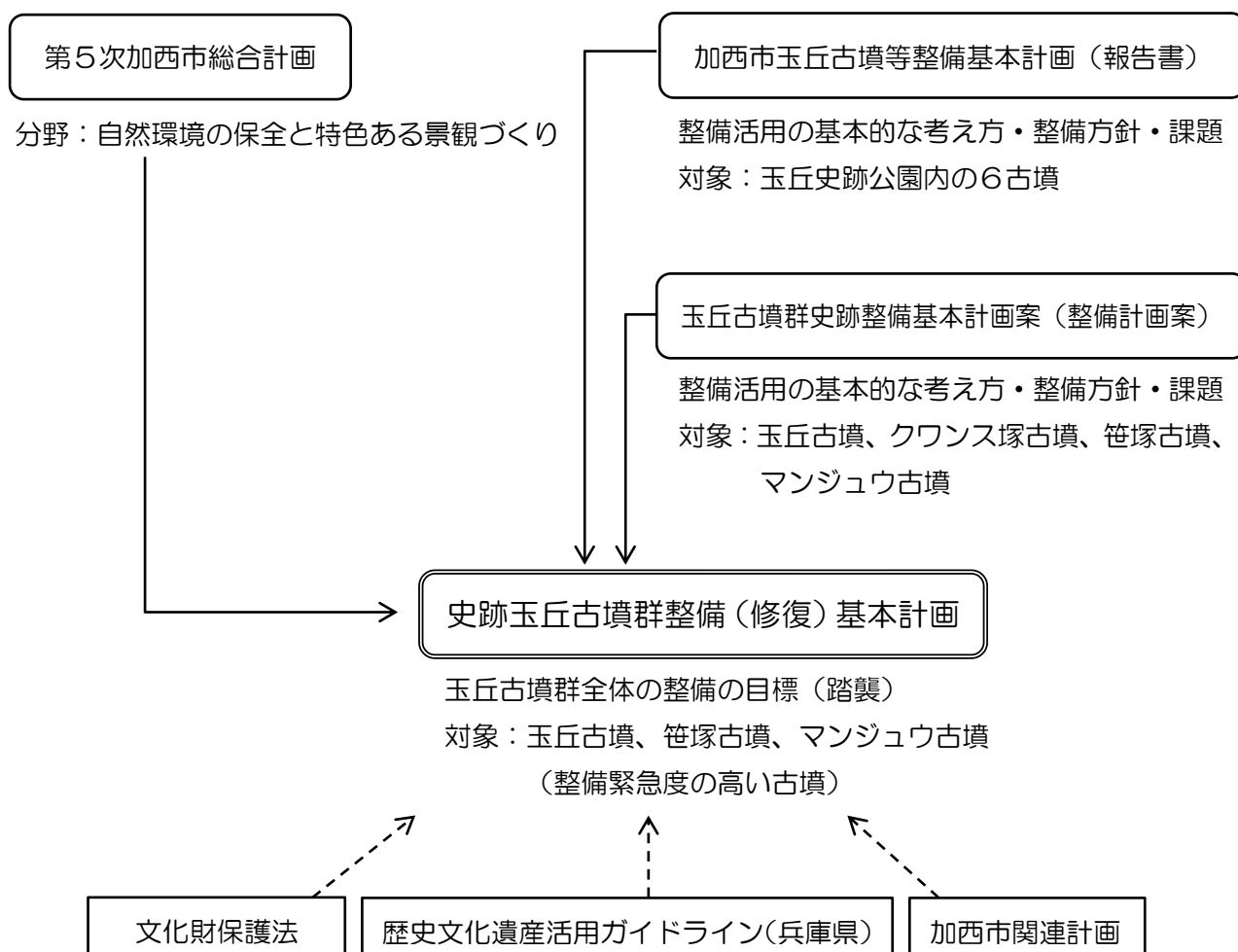


図 1-3 本計画の位置づけ

## (7) 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、学識経験者、行政関係者から構成される「史跡玉丘古墳群整備（修復）委員会」で検討を重ね、オブザーバーとして、文化庁記念物課及び兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言を得た。

## (8) 上位関係計画

玉丘古墳群とこれらを含めた地域一体に関連する市の上位・関連計画を整理し、計画対象区域の今後のあり方や、整備の基本的方針等を確認する。

表 1-3 上位・関連計画から読み取れる計画対象区域のあり方等

計画名称	計画対象区域の位置づけ	計画対象区域の資質等に係る基本的な方向性や施策
加西の元気力 第5次加西市総合計画	基本政策「地球にやさしい環境都市加西」のうち、「自然環境の保全と特色ある景観づくり」として、地域固有の生活文化や豊かな自然環境を守り育て、住民が誇りを持って次の時代に受け継いで行くまちをめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加西の風土を生かした景観づくり</li> <li>・地域にある自然的文化的遺産（お宝）や伝承等を収集し、一覧にまとめる。（行政）</li> <li>・将来に伝えたい景観の選定や写真展、学習会、ウォーキング等のイベントを開催する。（行政）</li> <li>・市内の文化財や伝統文化に触れる機会を増やし、歴史的な遺産を後世に受け継ぐ。（市民）</li> </ul>
域マスタープラン 加西市都市計画区	田園ゾーンとして位置づけられて、農業環境と居住環境の共生を図る方針である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な景観形成を図るため、アダプト制度や県民町並み緑化制度を活用した、住民参加による公共施設への植栽活動を支援する。</li> <li>・歴史的なまちなみの保全・形成について、北条地区の景観形成地区指定により良好な景観の保全と誘導を図る。</li> </ul>
本計画 加西市観光推進基		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ふるさとの地域資源の価値創造</li> <li>・古墳時代の資源を活かした歴史探訪プログラムの視覚開発と提供</li> <li>■何度も訪れたい空間や環境の価値創造</li> <li>・誘導サイン・看板、説明案内板などの現状調査と計画的整備</li> </ul>
加西市環境基本計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>■良好な景観を形成する快適環境づくり</li> <li>・身近な歴史・文化資源の発掘に努め、情報提供する。</li> <li>・シンボルとなる歴史・文化資源の周辺を保全・整備する。</li> <li>・歴史的な街並みや建造物の保全を進めるとともに、歴史・文化資源の価値の高い地区については、電線の地中化を図るなどの魅力向上に努める。</li> <li>・歴史・文化資源の発信源として案内板などを整備し、これらをつなぐ散策ルートを設定・整備し、歩いて快適な環境づくりを進める。</li> </ul>
利用計画 第3次加西国土		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加西市独自の歴史的環境を保全、活用しつつ、周辺の豊かな自然環境と調和し、自然や歴史を大切にす環境にやさしいまちづくりを進める。</li> </ul>
利用計画 加西市土地	保全区域・個別規制法等に基づく区域（文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の貴重な資源として、自然環境、生態系などの保全、土地の形質などの保全を図る。</li> </ul>

## 1. 計画策定にあたって

### (9) 計画範囲法規制及び用地の状況

計画範囲の法規制及び用地の状況は以下の通りである。

#### 1) 都市計画法、都市計画法施行令

都市計画公園：笹塚古墳、マンジュウ古墳

第1種住居地域：逆古墳（建蔽率60%、容積率200%）

市街化調整区域：玉丘史跡公園（玉丘古墳、陪塚1号墳、陪塚2号墳、壇塔山古墳、クワンス塚古墳、実盛塚古墳）、北山古墳、亀山古墳

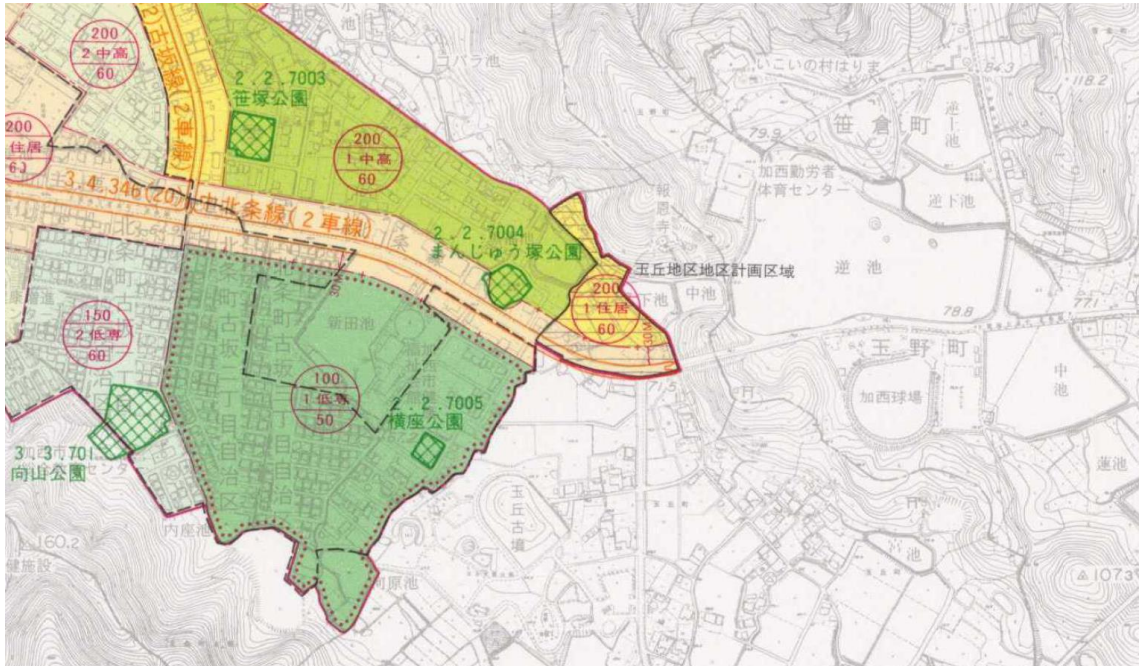


図 1-4 兵庫県東播都市計画（加西市）総括図（抜粋）

#### 2) 加西市土地利用基本計画

加西市土地利用計画は、総合的な土地利用計画のない市街化調整区域全体において、土地利用の方針を示す「市土地利用計画」を策定するとともに、市土地利用計画に沿った開発行為等を認めていく「特別指定区域」を指定している。

玉丘古墳群のうち、玉丘史跡公園（玉丘古墳、陪塚1号墳、陪塚2号墳、壇塔山古墳、クワンス塚古墳、実盛塚古墳）が保全区域の個別規制法等に基づく区域（文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物）に該当する。

#### 3) 加西市市街化調整区域まちづくり要綱

加西市まちづくり要綱に基づく加西市土地利用計画に即し、市街化調整区域内における良好な居住環境の形成及び適正な土地利用の推進を図るため、建築主に必要な協力を要請するための基準を定めている。

この要綱は、適用区域内における建築物の新築、増改築及び用途変更に適用される。

玉丘古墳群のうち、玉丘史跡公園（玉丘古墳、陪塚1号墳、陪塚2号墳、壇塔山古墳、クワンス塚古墳、実盛塚古墳）が保全区域の個別規制法等に基づく区域（文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物）に該当する。

4) 加西市開発調整条例・加西市開発調整条例施行規則

開発事業に関し、市、開発事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するため、開発調整に関する基準、手続及びその他必要な事項を定めている。

本計画範囲は、『公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地』に該当するため、一部の開発事業は除外される。

5) 文化財保護法

国民の文化的向上、世界文化の進歩に貢献することを目的として、文化財の保存・活用について定めている。以下、法律内容の一部を列記する。

第七章 史跡名勝天然記念物

(復旧の届出等)

第二百七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

6) (加西市) 文化財の保護に関する条例

加西市の区域内に所在する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置が定められている。以下、条例内容の一部を列記する。

(環境保全)

第10条 委員会は、指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することができる。

3 委員会は、指定文化財に準ずる文化財の保存のため必要があると認めるときは、保存又は事後の管理について所有者又は管理責任者の協力を要請することができる。

(許可事項)

第12条 指定文化財の所有者等は、指定文化財について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない場合において、その維持のため第1号又は第2号の措置をするときは、この限りでない。

(1) 現状を変更しようとするとき。

(2) 保存の方法を変更しようとするとき。

(3) 第8条第2項の規定により補助金を受けた指定文化財を市の区域外に移そうとするとき。

